

住宅の応急修理制度について（お知らせ）

「平成 30 年 7 月豪雨」により被災した住宅について、**日常生活に必要不可欠な最小限度の部分**を、1 世帯あたり **58 万 4 千円を限度額**※として、応急修理を行う制度です。

※ 同一世帯（1 戸）に 2 以上の世帯が居住されている場合でも、1 世帯あたりの限度額になります。

※ 限度額を超える部分は別途契約していただき、自己負担になります。

1 対象世帯

以下のすべての要件を満たす世帯が対象です。

- ① 大規模半壊または半壊の被害を受けたこと。（町発行の「り災証明書」で確認します。）
なお、全壊の場合でも、応急修理を行うことにより居住が可能になる場合は対象になります。
- ② 応急修理を行うことにより、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。
- ③ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借り上げを含む。）等を利用しないこと。
- ④ 自ら応急修理を行う資力がないこと。

2 手続きの流れ

（1）申込み（被災者の方 → 町）

①住宅の応急修理申込書 **様式第 1 号**

〔添付書類〕・住民票（世帯構成が確認できるもの）

・り災証明書の写し

②申出書（自ら応急修理を行う資力がない旨の理由を記入） **様式第 2 号**

（2）見積り依頼（被災者の方 → 指定業者※）

※ 指定業者名簿から選定することが難しい場合は別途ご相談ください。

（3）見積書 **様式第 3 号** の提出（被災者または指定業者 → 町）

〔添付書類〕修理前の被災箇所（修理箇所すべて）の写真

（4）修理依頼（町 → 指定業者）

（5）応急修理（指定業者）

（6）工事完了報告書 **様式第 5 号** と請求書を提出（指定業者 → 町）

〔添付書類〕修理前、修理中、修理後の写真（修理箇所すべて）

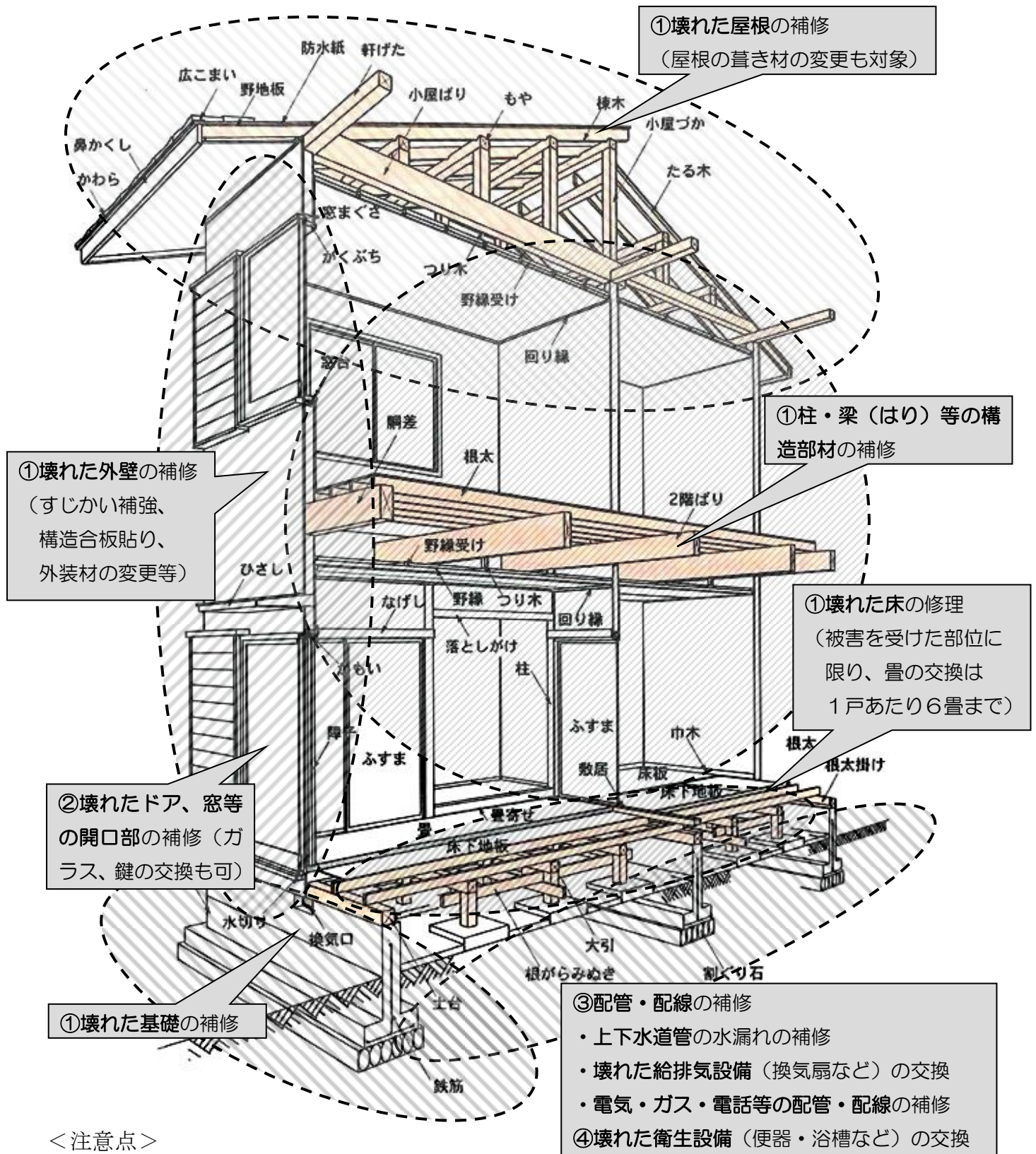
（7）費用の支払（町 → 指定業者）

申込み ・ お問い合わせ

坂町建設部産業建設課 電話：082-820-1512

《 応急修理の対象範囲 》

屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備等の日常生活に欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが必要な箇所



< 注意点 >

- ・ ①～④は優先度を表します。
- ・ **内装は原則として対象外**です。(例：間仕切り壁及び天井の仕上げ、ふすま、障子などは対象外)
ただし、災害による被害が原因で壊れた壁の補修については、補修する壁に限り、壁紙などの内装は対象とします。畳は内装に該当しますが、壊れた床の補修と併せて行わざるを得ない場合に限り、1戸あたり6畳まで対象です。**家電製品は、対象外**です。